

令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和7年9月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時23分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

15番 高田悦男

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
税務課長	川俣謙一
市民課長	黒尾明美
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	小口正一
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	菊池章夫
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

齋藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

代表監査委員

樋山 隆

◎事務局職員出席者

事務局長

菊地 唯 一

書 記

村上 和 史

書 記

吉川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4号 令和5年度健全化判断比率の修正について（市長提出）
- 日程 第 7 報告第 5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 9号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 9 選挙第 1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について（議長提出）
- 日程 第10 議案第 6号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 7号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 8号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 3号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1

- 号) について (市長提出)
- 日程 第17 議案第 5号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算 (第1号) について (市長提出)
- 日程 第18 議案第10号 財産の取得について (市長提出)
- 日程 第19 議案第11号 防災重点農業用ため池の防災工事の施行について (市長提出)
- 日程 第20 議案第12号 令和6年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (市長提出)
- 日程 第21 議案第13号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (市長提出)
- 日程 第22 認定第 1号 令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第23 認定第 2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第24 認定第 3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第25 認定第 4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第26 認定第 5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第27 認定第 6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第28 認定第 7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第29 認定第 8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について (市長提出)
- 日程 第30 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただき、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は14名です。15番高田悦男議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月26日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木敏久） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において指名いたします。会議録署名議員に、

10番 相馬正典議員

11番 田島信二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（青木敏久） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月17日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について

○議長（青木敏久） 日程第3 報告第1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和5年第1回那須烏山市議会3月定例会において、継続費の予算措置を行い、令和6年度をもって当該継続費の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

認定こども園施設整備費につきましては、なすからこども園園舎の新築工事を令和5年度から令和6年度にかけて実施し、精算報告書のとおり事業を完了したものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でございますが、この際、質疑があればこれを許します。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 認定こども園、1階にするか、2階にするか、相当議会でも議論した末にやっと今年の4月開園の運びとなったわけですが、そこで、今回の精算報告は令和5年度、6年度に限っての、2か年の事業費についての報告であります。これだけですと、8億8,900万円ですか、こういうふうになるんですが、認定こども園は、私も今までの資料、随分相当持っているんですが、これらを集計しますと、私の計算では9億4,180万2,000円、これは今年の予算を含めてそういう額になるんですが、この認定こども園がです。最初の基本設計、実施設計、それから、工事費、それと、この令和7年度にも備品購入で、新設で2,700万円ほど計上してありますね。これを合わせるといって、課長、9億4,180万2,000円になるんです、私の計算では。これで間違いがないのかどうかということ。

それと、このなすからこども園は、もう今後こういった大きな施設整備費等はないのかどうかです。

それともう一点、現在の園児数と職員数についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

認定こども園の完成までの総事業費ということで、すみません、私、今日、答弁のほう用意してきたんですが、備品等をちょっと含めないで合計してしまいまして、その今の資料で申し上げましてよろしいでしょうか。令和6年度完成までの施設整備の事業費、これはこの精算書に記載のとおり8億8,310万900円ということになります。そのほか令和2年度に基本計画策定業務に517万円、それと令和4年度、基本設計、実施設計業務、アスベスト調査業務に2,352万9,000円支出してございまして、総額9億1,179万9,900円となっております。今、中山議員がお示ししていただいたものとはちょっと数字が違ってきちゃうんですが、そこに、令和6年度に備品等を購入しておりますので、その経費を入れますと中山議員がおっしゃる数字になるのかなと思います。もう一度きちんとした数字を出してみたいと思いますので、後ほど御報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それと、園児数ということなんですが、令和7年9月1日現在の園児数117名になります。職員数は33名ということで、正職員16名、会計年度17名ということになります。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私もこれ、皆さんがこの認定こども園に幾らかかったのか、それを認識すべきではないかというようなことから私はこれを質問したわけで、およそ9億4,000万円ですよ、これは間違いないんじゃないかとは思っています。

それと、先ほど質問した、令和7年度にはこの予算計上2,700万円をしておりますが、これでもう当分の間、認定こども園に対しての支出というのは、大きい支出というのはないんでしょうか。これが1点。

それともう一つ、この表の中、こども課長、見てもらいたいんですが、この表の中の一番右側の左の財源内訳ってありますね。分かりましたか。表の中の財源内訳。そのうちの国庫補助金ですよ。これが令和5年、6年同額、1億8,500万円ってなっていて、下がゼロになっています。ということは、何かこれだけを見ると、国庫補助金は全くもらえなかったというような感じも受けるんですよ。そうじゃなくて、実際にはこの右側の特定財源の内訳にあるように、1億8,564万2,000円は、これは県産材の木材を使ったというような補助金、これだけの補助金があったということで間違いないでしょうか。確かめるために質問を申し上げました。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

今後大きな支出はないのかということですが、今後は令和7年度に複合施設の設置を予定しております、それ以降は特に大きな支出は予定してございません。

それと国庫支出金ですが、実績というところに国県支出金が1億8,564万2,000円支出しているということですので、一番左側は、これは比較になりますので、国県支出金は1億8,564万2,000円支出してございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第1号 令和6年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（青木敏久） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和7年2月6日午後2時31分頃、那須烏山市小木須国見峠第3駐車場前の市道において、まちづくり課職員が運転する公用車が走行中、道路の中央を越えて相手方の車がこちらに向かってきたため、減速して左に寄せたが、そのまま接触し、損害が発生した事故であり、このたび損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両の修理代であり、損害額94万1,864円に市の過失割合25%を乗じた23万5,466円を市が支払うことになりましたので、御報告を申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でございますが、この際、質疑があればこれを許します。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 相手方に過失が75%あったという判断でよろしいのかなと思います。それで、市有車両というんですかね、軽トラかなと思われるんですが、その修理代とかはどのようになっておるのか、分かればお願いします。

○議長（青木敏久） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

市の修理代は全額で43万2,631円になります。相手方の過失割合が75%ということになります。75%の金額が32万4,473円、こちらは相手方が支払うことになります。残った金額10万8,158円につきましては、当方の保険で支払うということになります。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この相手方の車両なんですけど、これは何か、たしかホームページにも載っていたという話をちょっと聞いたんですが、非常にこれは、ちょっと懸念というか、あるのは、相手方の車両ナンバーが写真に写っておりますね。これは多分ですけども、もしホームページに載せるのであれば、相手方が分かるようなナンバーを公表するというのは問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 議案としてそのまま載っているということでしょうか。中身はまた確認をさせていただきますが、その、今おっしゃられたところについては配慮すべきところだと思っております。確認をした後、対応のほうはしたいと思います。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 1つだけ確認させていただきたいんですけども、これは過失があるということで、市有車のほうは完全に止まり切らない状態で事故を起こしたということでしょうか。

○議長（青木敏久） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 減速はしていたものの、まだ止まっていない状況でしたので、どうしても25%の過失割合が出てしまったということになります。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 専決処分、損害賠償の額の決定、和解については今の説明で了解は

しております。

これはうちのほうの地域の問題でございまして、非常に曲がりくねった市道関係が多いわけ
でございまして、直接この件ではありませんが、この国見から下境に抜ける道路があるんです。
そこは毎年木の葉が堆積をしまして、非常に危険なんです。ブレーキが利かないんですよ。
それで、簡単なそういう接触事故が起きている状況がありまして、この件については市政懇談
会でも度々出ているんですが、地元で解決しろみたいな感じの答弁が多くて、ローダーか何か
でいわゆる木の葉の堆積したものを取り除くようなことはできませんでしょうか。事故防止
のためにも非常にこれは重要だと思いますので、お願いいたします。

○議長（青木敏久） 平塚議員、報告案件の質疑なものですから、内容が一般質問のようにな
ってきていますので、これは後日、担当課のほうから説明するというところでよろしいでしょ
うか。

○16番（平塚英教） はい。また市政懇談会が予定されておりますので、そのときでも質
問したいと思います。

○議長（青木敏久） よろしく申し上げます。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認ですけれども、この事故の発生原因の中で、相手が中央を
越えてという表現ですよ。普通、中央を越えて自分のほうにぶつかってきて、それが自分の
責任が25%というのは、僕はこれ、だって、絶対100%相手だろうというふうに、普通は
この文章から読むとそうなんですけれども、これは保険会社が決めたんだと思うんだけど、これ
は結局中央分離帯の線がないからということなのかな。センターラインを越えていたら
100%相手の責任。なおかつ自分は危ないと思って左に寄せていますよね。これは止まって
いようが、ちょっとでも動いていようが、絶対、「25%も過失があるよ」と言われて、「は
い、そうですか」と払う気がちょっと知れないんですけど、この辺のところは保険会社も含めて
どういう想定だったのか、ちょっと教えてください。

○議長（青木敏久） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 過失割合の決め方でございますが、小堀議員おっしゃるとおり、基
本的には保険会社で一般的に使われているルールに従ってやっております。それは過去の事例
に照らし合わせて、一定程度もう確立しているものでございます。これは県でも全く同じ状況
でございます。

今回の話ですけれども、まず、基本となったのが3対7という、動いているものなので、3対
7という状況が提示されました。ただし、ドライブレコーダーの状況を見て、これはもう相当
相手方のほうに過失が高いということで、5%分については相手方のほうに行ったというのが

結果でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今の説明を聞いていると、この道を通るのに何か注意しろと言われても注意って何もできないよね。相手が突っ込んできても25%も払わなきゃいけないという。危ないと言ったって、危なさって、坂道で一生懸命登るほう、これは登るほうですよ、多分。車を運転していて、止まれと言ったって車は急に止まれないし。保険会社に文句を言ってもしょうがないので、やめますけど、はい。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第5 報告第3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（青木敏久） 日程第5 報告第3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人那須烏山市農業公社から提出された令和6年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、本市農業の振興と農業従事者の経済的、社会的地位の向上に寄与することを目的に、経営規模拡大を希望する農業従事者、営農集団等を支援する農業賃借等契約支援事業をはじめ、農業用機械及び施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成・支援事業などの公益事業に取り組んでおります。

また、飼料用稲（WCS）供給事業、食用米生産事業を主とする土地利用型農業の経営、水稲を中心とした農作業の部分作業の受委託事業をはじめとする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

近年は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え耕作放棄地の増加により、農業経営基盤の脆弱化や生産力の低下を招いております。また、例年を上回る急激な燃料、農業資材等の価格高騰により、農業情勢はさらに厳しさを増しております。

このような中、農業公社に寄せられる農業従事者からの要望は多種多様であり、その責務は年々大きくなっております。

現在は、地域の担い手への農地利用の集積、集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成・確保などを担う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山により、本市農業が抱える諸問題を解消するための重要な担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿となるため、その役割を果たしているところでございます。

現在の財政状況は、市補助金等に頼る苦しい経営が続いておりますが、公益事業と収益事業の分離化による、効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況について御報告をいたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 報告第3号の農業公社の経営状況の説明書なんですけども、費用対効果の関係で、正味財産増減計算書というのがありまして、それで、収益のほうは前年度比較880万円増えております。なおかつ経費のほうは事業費ではやはり638万円増えているんですが、それぞれいかなる理由で、前年と比較をして正味財産の経常収支の計と事業費の計がそれぞれ増えたのか、説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に収益、正味財産が上がるということになりますと、経常収益、簡単に言いますと、もうけが多くなったというのが、分かりやすく言えば、そういうことになろうかと思えます。受委託事業なり、米を売ったりするなどの収益が大幅に上がったというのが一番の要因ではないかと思っております。

当然のごとく収益があれば支出もございますけれども、支出につきましても、基本的に昨年度よりは経常費用のほうも上がっております。こちらのほうもかかるべき基本的な給料とか、そういうものも、人件費の高騰というのものも一つの要因であるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第6 報告第4号 令和5年度健全化判断比率の修正について

○議長（青木敏久） 日程第6 報告第4号 令和5年度健全化判断比率の修正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度の健全化判断比率の4つの比率のうち、実質公債比率に修正があったため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算に係る健全化判断比率と、その算定基礎事項を記載した書類について、改めて監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

内容につきましては、南那須地区広域行政事務組合から提供された数値に誤りがあったことから、本市における実質公債費比率を7.5%から7.2%に修正するものであります。

なお、修正による健全団体の判定には影響がございません。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第4号 令和5年度健全化判断比率の修正については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第7 報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（青木敏久） 日程第7 報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率につきましては、該当がありませんでした。

実質公債費比率につきましては、7.2%で前年度比同率であります。

資金不足比率につきましては、該当はありませんでした。

健全化判断比率につきましては、いずれも健全団体に該当しており、私が進めております「厳しい財政状況の立て直し」の取組成果が着実に表れていると考えております。

しかしながら、原油・物価高騰対策や後年度において取り組むべき施設の集約化等に多大な財源が必要なことから、決して楽観視することなく、さらなる行財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいりますので、以上、報告とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件ではありますが、この際、質疑があればこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第5号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第8 議案第9号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（青木敏久） 日程第8 議案第9号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員4名のうち、塩田友美委員が令和7年11月29日に任期満了を迎えるに

当たり、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

塩田氏は、令和3年11月30日から教育委員会委員として1期4年務められており、その人格は円満かつ高潔であって、教育、学術、文化に関して高い識見を有されている方でありま

す。
本市の教育施策の総合的な推進を図るため、塩田氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

御審議の上、御同意くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第9号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（青木敏久） 日程第9 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員

の選挙を行います。

少々お待ちください。資料を配付いたします。

〔名簿配付〕

○議長（青木敏久） お手元に渡りましたでしょうか。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、令和7年11月28日をもって任期が満了する那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員各4名の選挙を行うものとする。

令和7年9月2日提出。那須烏山市議会議長、青木敏久。

以上でございます。

○議長（青木敏久） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

なお、指名する選挙管理委員会委員及び同補充員候補には既に内諾を得ていただいておりますことを申し添えておきます。

ただいま配付した名簿のとおり、選挙管理委員会委員には、佐竹信哉氏、高野清志氏、野上なつみ氏、谷口祐一氏の4名を指名いたします。

同補充員には、山久保拓男氏、佐藤光明氏、小貫敏江氏、清水康雄氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名した方々が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に補充員の順位についてお諮りいたします。補充員の順位につきましては、ただいま議長において指名した順位としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位につきましては、1位に山久保拓男氏、2位に佐藤光明氏、3位、小貫敏江氏、4位、清水康雄氏とすることに決定いたしました。

◎日程第10 議案第6号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第10 議案第6号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が一部改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、本市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額についても国政選挙の取扱いに準じた引上げとするため、所要の改正を行うものであります。

具体的には、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担について、1枚当たり7円73銭から8円38銭に引き上げるというものと共に、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担については、印刷費を1枚当たり541円31銭から586円88銭に引き上げるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今度はポスターとかチラシの値段というようなことで、確認なんですけれども、チラシは何枚だったか、ポスターは何枚だったかというような確認をしたいと思うんです。

なぜこれを聞くかということ、県議会議員の選挙は、ポスターは市町村の掲示板の倍できるんですね。市議会議員の場合は、倍はできないんです、当然設置するところの数だけなんですね。下手すると、例えば、足利市なんていう一つの選挙区なんかでは、市議会議員はぴったりの数、県議会議員は倍の数というような形になっていると思います。その辺が、何でうちのほうは少ないのと、別に少なくとも問題はないんですが、その辺のところも含めて御回答いただければなというふうに思うんです。

○議長（青木敏久） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、チラシというか、ビラの配布枚数でございます。これは上限がもう決められておまして、市議会議員の場合ですと4,000枚ということになります。これは県内どこの市であってもこの枚数になります。市長の場合ですと1万6,000枚が上限になっております。

続きまして、ポスターでございますが、ポスターの枚数というのは掲示場の数と同じ数ということになります。恐らく渋井議員がおっしゃられているのは、市によって掲示場の数が違うじゃないかということになるのかなと思いますけど、今回ポスターのお話になりますと、ポスターの枚数は掲示場の数と定められておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 各市によって当然掲示板の数は変わるというのはよく理解しています。人口の問題とかありますよね。ただ、選挙が、足利市の場合は県議会議員選挙も足利市の中でやるわけですね。市議会議員と同じ選挙区でやるんですよ。ところが、ポスターは掲示板の倍、印刷できるんですよ。市議会議員の場合はびたりなんですね。その違いは一体どこにあるんだということが分かれば、今、答弁いただかなくても結構なんですけども、一応その辺もちょっと確認をしてもらいたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第6号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第7号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第11 議案第7号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員の仕事と育児の両立支援に向け、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等を講じることとした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、育児等に係る両立支援制度の利用に関する意向確認や育児部分休業制度の取得パターンの多様化等の規定を整備するものでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、副市長から説明をさせますので、お願いいたします。

○議長（青木敏久） 熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 議案第7号について、詳細を説明させていただきます。

お手元の議案書2ページをお開きください。

那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の2につきましては、育児・介護休業法の一部改正に伴い、妊娠・出産等の申出をした職員や、3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児休業などといった仕事と育児の両立支援制度の意向確認等を行うことを任命権者に義務づける規定を追加するものでございます。

4ページを御覧ください。

那須烏山市職員の育児休業等に関する条例第21条の2から第21条の5までにつきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、部分休業については、現行の1日につき2時間を超えない範囲の形態に加えまして、1年につき常勤職員にあつては10日相当となる77時間30分、非常勤職員にあつては勤務日1日当たりの時間数に10を乗じた時間を超えない範囲の形態を新たに設け、職員がいずれかの形態を選択して取得できる規定を追加するものでございます。

なお、この新しい形態につきましては、例えば、今日は部分休業を終日取得して、あしたは1時間、あさっては3時間を取得するなど、職員の仕事と育児の都合に合わせて柔軟に対応できるのが特徴でございます。

最後に附則でございます。本条例の施行日は、育児・介護休業法と地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に合わせて、令和7年10月1日としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第7号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び那須烏山職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時ちょうどいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど行われました報告第1号に対する中山五男議員の質疑に関し、執行部より追加答弁がございます。

水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、追加答弁のほうさせていただきます。

改めまして、なすからこども園の整備に係る事業費ということでお答えさせていただきます。

まず、令和2年、基本計画策定業務ということで、517万円かかっております。次に令和4年、基本設計等、これはアスベスト調査等も含みまして基本設計等ということで、2,352万9,000円かかっております。それと令和5年、令和6年、先ほどの施設整備費、それが8億8,310万900円かかっております。それと令和6年度に備品ということで、テーブル、椅子等を購入しておりますので、それが313万7,516円でございます。そこに今年度予定してございます複合遊具の、これは予算額になるんですが、複合遊具を設置する費用ということで2,739万4,000円予算化してございまして、それを全て合計いたしますと9億4,233万1,416円ということになります。よろしく願いいたします。

以上です。

◎日程第12 議案第8号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第12 議案第8号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の

地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業計画に基づき取得した施設等に対する固定資産税の課税免除の適用期限を令和10年3月31日までとするため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市地域経済牽引事業の促進に関する地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正ということをごさいますて、今回、令和7年3月31日から令和10年3月31日まで延期するというごさいます。

本市において、この地域経済牽引事業促進に関する地域成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の、簡単に言うと、免除対象になっている企業その他があれば、何件ぐらいあるのか紹介いただきたいなと思います。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 平塚議員の質問にお答えいたします。

本市での課税免除になっている事業所につきましては、令和7年度は課税免除の対象となっている事業所はございません。過去の実績としましては、1事業所、これが令和2年度、3年度、4年度の3年間、課税免除の対象となっておりました。

課税免除の税額につきましては、1事業所のみでありますことから、課税標準額等が算出できてまいりますので、お答えすることは控えさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案8号 那須烏山市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第1号から日程第17 議案第5号までの、令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）についての5議案については、いずれも令和7年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第13 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第14 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第15 議案第3号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第16 議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第17 議案第5号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（青木敏久） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第5号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まずは、議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ1億2,852万4,000円増額し、補正後の予算総額を129億5,109万6,000円とするものであります。

今回は、市制20周年記念市民秋まつりの開催や道路維持管理等に必要な補正予算を編成したものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費のふるさと応援寄附金事業費につきましては、返礼品のタブレットやスマートフォンの申込みが好調であるため、令和7年度の寄附金総額を1億円と想定し、必要な業務委託料やポータルサイト使用料等を増額するものであります。

総務費の企画一般管理費につきましては、11月23日に市保健福祉センター駐車場で開催予定の市制20周年記念市民秋まつりにおいて、市政20周年記念市民秋まつり実行委員会が出展し、山あげ祭や打ち上げ花火等を実施するため、実行委員会への交付金を計上するものであります。

総務費のシティプロモーション事業費につきましては、東京ビッグサイトで開催予定のジャパンモビリティショーにおいて、11月8日にメグロ・キャノンボール那須烏山実行委員会が出展し、メグロバイクを通じたまちづくりを紹介するなど、本市のシティプロモーションに取り組むことから、実行委員会への交付金を計上するものであります。

総務費の基幹系システム管理運営費につきましては、戸籍法の一部改正により、戸籍の名前に振り仮名が追加されることに伴い、住民基本台帳の振り仮名を戸籍に登録するため、戸籍システムの改修費等を計上するものであります。

民生費の不足額給付事業費につきましては、国の総合経済対策における調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付金を給付する不足額給付につきまして、見込みより給付金対象者が増加したことから、必要な事業費を増額するものであります。

民生費の保健福祉センター運営費につきましては、キュービクルの定期点検の結果、老朽化により改修要請のあった高圧引込ケーブル及び高圧真空遮断機の修繕費を計上するものであります。

衛生費の環境衛生総務費につきましては、職員の育児休業の代替としまして、会計年度任用

職員を採用する予算を計上するものであります。

農林水産業費の八溝そばブランド力向上支援事業費につきましては、市制20周年記念市民秋まつりにおけるJR烏山線の利用向上と八溝そばの知名度アップを図るため、同まつりに出店する八溝そば提供店がJR烏山線利用者に無料で提供するそばに対する補助金等を計上するものであります。

農林水産業費の新規就農総合支援事業費につきましては、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業用運搬車両等の設備整備に対する国・県からの補助金を計上するものであります。

農林水産業費の団体営土地改良事業費につきましては、南那須土地改良区が実施する揚水機バルブの修繕工事に対して交付する市の負担割合分の補助金を計上するものであります。

土木費の道路維持管理費につきましては、猛暑に伴う急激な雑草発生等に対応するため、路肩の除草や支障木伐採に係る業務委託料を増額するものであります。

土木費の道路保全費につきましては、道路排水や舗装等の状態が著しく悪い道路につきまして、側溝や路面等の改修に係る工事費を増額するものであります。

土木費のふれあいの道づくり事業費につきましては、新規要望の増加や資材等の高騰により、事業費の増額をするものであります。

土木費の辺地道路整備事業費につきましては、辺地対策事業債の配分額の確定に伴い、事業費を減額するものであります。

教育費の南那須公民館管理費につきましては、過日、器物損害被害のあったエアコンの修繕費等を計上するものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、不足額給付事業に係る物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金や、戸籍システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金等の計上であります。

県支出金につきましては、市制20周年記念市民秋まつり及びジャパンモビリティショーの出展のシティプロモーションに係る、わがまちつながり構築事業費補助金や新規就農者の設備整備に対する新規就農総合支援事業費補助金等の計上であります。

寄附金につきましては、市内個人からの寄附金の計上であります。寄附者の意向に沿って図書の購入に活用をさせていただいております。

繰越金につきましては、不足財源の補填として、前年度繰越金の計上であります。

市債につきましては、側溝や路面等の改修工事に係る市道整備事業債の増額及び辺地対策事業債の配分額の確定に伴う減額であります。

次に、議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入・歳出をそれぞれ248万円増額し、補正後の予算総額を32億5,464万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付金等の費用に充てるため、令和8年度から保険料と併せて、新たに子ども子育て支援金を賦課徴収するためのシステム改修委託料を計上しました。また、育児休業の代替として会計年度任用職員を雇用するための経費及び職員人件費の精査に伴う増額分を計上しました。

なお、財源については、国庫支出金及び繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ270万5,000円増額し、補正後の予算総額を4億1,473万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付金等の費用に充てるため、令和8年度から保険料と併せて、新たに子ども子育て支援金を賦課徴収するためのシステム改修委託料を計上しました。また、保険料の徴収に関する事務経費としまして、印刷製本費に不足が見込まれるため増額するものであります。

なお、財源につきましては、諸収入及び繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ7,044万3,000円増額し、補正後の予算総額を28億689万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費の増額及び前年度の保険給付費実績に基づく国県支出金等の償還金の増額でございます。

なお、財源につきましては、保険給付費につきましては国県支出金及び第1号被保険者保険料を、償還金については前年度繰越金及び介護保険財政調整基金繰入金をもって措置いたしました。

最後に、議案第5号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を577万円増額し、補正後の予算総額を3億2,761万5,000円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う職員人件費の増額であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 令和7年度の各会計補正予算でございますが、私は一般会計について質問したいと思います。

まず、15ページでございますが、生活保護費補助金というのがありまして、81万4,000円でございますが、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金となっております、これはどのような事業内容で、これは対象者にもらえる補助金なのか、そうでなくて、事務方のほうに出ている補助金なのか、その内容についてちょっと説明をお願いします。

それと、その下のほうの総務管理費補助金で407万5,000円でございますが、わがまちつながり構築事業費補助金というのが出ております。これについても、どういう事業内容で、どういうものにこの補助金が該当になるのか、説明をお願いいたします。

次に、19ページのふるさと応援寄附金事業費でございますが、2,377万2,000円ということでございまして、これは何件この寄附金の対象があったのか、説明をお願いいたします。

さらに、19ページの下の方に還付金事務費というのが200万円載っておりますが、これについても還付金関係が何件ぐらいあったのか、説明をお願いいたします。

次に、23ページ、先ほど市長のほうからも説明がありましたが、新規就農総合支援事業費ということでございまして、何か新規事業者の農機具購入に関して、農業用運搬車を買うのに750万円ということなんですけども、これはどのような補助内容なのか、さらに何件該当になったのか、説明をお願いいたします。

次、25ページですが、道路保全費、これについても市長から説明がありましたが、3,350万円ということで、大変な、今年は危険な暑さが続いておりますが、草の伸びも非常に土方のほうに顕著に伸びておりまして、この間、地元の公民館周辺の草刈りをしたんですが、平年の倍ぐらい草が伸びていて、本当に私その場で熱中症になるような状況にあります。そういう中で、この道路保全費の3,350万円というのは、通年と比べてどのぐらい量が多いというようなことでこういう算出根拠になったのか、説明をお願いいたします。

その下の辺地道路整備事業費が1,600万円減額になっておりますが、なぜ減額になったのか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 御質問の生活困窮者就労準備支援事業費補助金でございますが、歳出のほうを御覧いただきたいんですが、歳出、23ページ、生活保護総務費がございます。こちらが令和7年10月に施行されます生活扶助基準の見直しがございます。そちらのシステム改修と、あと、令和8年度に被保険者調査の調査項目が変更になるものですから、そちらのシステム改修になってございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） まちづくり関係2点御質問をいただいておりますので、お答えいたします。

まず、歳入の分です。

県補助の総務費補助金の407万5,000円の件ですけれども、こちら、県のわがまちつながり構築補助金になります。今回9月補正につきましては、新規で2団体が追加をされております。当初では5団体のものだったんですけれども、新規で2団体、さらに、当初で組んでおりましたプロジェクトといいますか、そちらが、応募がなかったものですから、そちらについては全て減額ということで、歳出のほうで団体支援金ということでマイナス100万円ということで計上させていただいております。当初5団体だったのが、今回9月補正によりまして、2団体増の1団体減ということになっております。

続きまして、ふるさと応援寄附金の件ですけれども、こちらにつきましては、まず、8月31日現在の寄附金の額の数字を申し上げます。2,500万1,000円、こちらが今年度の8月31日までの寄附金の額ということになっております。

御質問のありました件数なんですけれども、件数につきましては、詳細はまだ届いておりませんので、分かり次第また御報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 補正予算書19ページ、下段のほうになります還付金事務費200万円の増額補正につきましては、過年度に収納した市税の還付に関する経費となりますが、当初予算で700万円を計上しておりましたが、7月末までの支出を前年度等と比較した場合、不足することが見込まれることから補正します。

7月末の支出済額は約500万円で、件数は約90件となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの質問にお答えいたします。

歳入の750万円でございます。

まず、件数につきましては、1件、1名の方の交付となっております。

こちらのほうの750万円は、国費500万円、県費250万円、総事業費といたしますと1,090万3,400円、そのうち2分の1が国、4分の1が県、4分の1が個人負担と。

中身につきましては、梨園で使います乗用モア、簡単に言いますと、乗用、乗って草刈りをする機械が1台、あと、農業用運搬車、こちらは主に梨園なものですから、梨の実を運ぶ、ちょっと低床なものがあるんですけど、そちらのほうの運搬車、あと、ミニバックホー、あと、井戸工事、井戸を掘削する際の工事費を合わせた総額が先ほどの1億90万3,400円ということになります。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 私からは2点ほどお答えしたいと思います。

先ほど道路保全費ということで、草刈りの量ということなんですけども、こちらの道路維持管理のほうになりまして、草刈りの量、昨年度比較しまして、一応約倍の面積を考えているところでございます。

続きまして、辺地道路整備事業費のほうでございます。なぜ減額になったかというところですが、起債配分額の決定に伴う経費の配分の変更ということになります。

よろしく願いいたします。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それぞれ金額的なものが分かったんですが、まず、15ページの生活困窮者就労準備支援事業なんですけど、今までの考え方ですと、いわゆる生活保護対象者にそういうような生活保護を支給するというような考え方なんですけど、ここの中で困窮者に就労を勧めるということで、その準備を進める事業費等というふうに読めるのかなというふうに思うので、いわゆる生活困窮者に就労を促す対策というのはどんなふうにされているのでしょうか。

その下のわがまちつながり構築事業費の補助金なんですけど、新規に2団体というふうなことでございますが、この県の補助金、わがまちつながり構築事業の、簡単に言うと、認定要件というのはどんな、例えば、自治会でそのような事業を展開すれば、該当になるのか、ならないのか、その事業内容についてももう一度突っ込んで説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 説明不足で申し訳ございません。

まず、この生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の名目でございますが、国のほうで示している補助金の名目なものですから、そのまま使わせていただいています。

今回は歳出のほうで説明しましたシステム改修なのですが、現在、令和4年度の基準改定で1,000円という加算をつけております。それが今度1,500円になるものですから、それに伴う改修、あと、別に調査がございまして、そちらのほうの調査に係る改修になってございます。

最後、御質問ございました生活困窮者への就労支援に当たり、どのようなことかということなのですが、市としましては、就労支援員がいらっしゃいますので、同行でハローワーク等に行って相談のほう受けているところでございます。ただ、年齢的なものもありますので、大体64歳まではそんな形で対応しているところでございます。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） わがまちつながり補助金、こちらの事業内容ですけれども、本事業につきましては単独事業と連携事業の2つがございます。単独事業につきましては、地域づくり団体、または連合体が1市、那須烏山市であれば那須烏山市において取り組む事業ということが、まず、あります。それと連携事業ですけれども、こちらは栃木県内の複数の市町、または複数の市町の地域づくり団体、そういった団体が市町の範囲を越えて広域的に取り組む事業ということがありますが、本市の場合は単独事業ということで実施を考えております。そういったところに対して事業を実施するものに対しての支援ということで考えております。

具体的にうちのほうで、市のほうでやっているものは、まちづくりチャレンジプロジェクトというのがございます。各自治会の方に好評なプロジェクトですけれども、すみません、まちづくりチャレンジプロジェクトにつきましては、各団体が、令和6年度につきましては市内の団体が高齢者向けの体操のDVDをつくって市内の施設に配付をしたという実績がございますので、そういったところでの補助をさせていただいております。あとはJR烏山線の交付金とか、山あげ祭、それと市の文化財とか、そういったものに対しての交付をしております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑ございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それでは、何点か質問申し上げます。

まず、議案第1号の一般会計から申し上げます。

19ページですが、ここにはふるさと応援寄附金として2,377万2,000円、この支出がありますが、歳入を見ますと、この増額の補正が載っていないようなのですが、これはどう

して支出だけあって、この歳入のほうを見ていないのか、これが1点。

同じページなのですが、南那須庁舎管理費で99万6,000円が計上されています。これは皆さん御承知のとおり、この3階の男子トイレがもう長年壊れたままになっていますよね。この修理費が99万6,000円に含まれているのか。また、含まれていないとするなら、なぜ壊れたまま放置しているのかお伺いをしたいと思います。

それに、同じページに企画費の負担金、補助及び交付金、これは提案理由の中で市長からも説明がありましたが、もうちょっと詳しくこの850万円の内容説明を、担当課長、お願いしたいと思います。

次に25ページですが、道路維持管理費です。これは当初は8,656万2,000円、今回1,000万円ほど補正をしましたね。道路保全のほうは1億1,200万円が今回3,300万円補正になったわけで、市長の説明のとおり、舗装の補修、側溝の修理ですから、これは大体分かるんですが、問題は、私がお伺いしたいのは道路の修繕です。これは支障木とか雑草の刈り取りじゃ全然追いつかないですよ。今年は県道も随分遅れているようなんですが、都市建設課長、これ、対策はどうするんですか。特に支障木は放置すれば1年ごとに太くなってきて、経費もかかってきます。あとの残材費もお金がかかるんですが、この辺のところから、将来を見てどう考えているのかです。

それともう一つ、今度は国保会計、議案第2号の13ページの歳入、子ども子育て支援事業の補助金、1,100万円が入っていますね。事業の、これは初めてのような気がするんですが、この制度についてももうちょっと担当の方、担当課長、説明してくれませんか。

以上です。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） ふるさと応援寄附金の歳入の件で御質問いただきました。

こちら歳入についてなんですけれども、例年3月補正の段階で精査をして計上させていただいておりますので、今年度も同じような処理をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 南那須庁舎の管理費99万6,000円の内訳でございますが、こちらは南那須庁舎に設置してあります電話交換機非常放送設備機械警備のための無停電装置が、6月に電圧が低下しているとの報告がありまして、こちらの更新を行うものでございます。

トイレの修繕の件につきましては現有予算で対応することとしておりまして、見積書を徴収したところでございますので、9月中には契約し、工事のほうを発注することとなっております。

す。

次に、企画一般管理費につきまして、こちらの、まず、企画一般管理費650万円のほうについて御説明いたします。

こちらは市制20周年を迎えるに当たりまして、行政、市民、企業等が一丸となってオール那須烏山体制で本市の融和・融合を図るために、市制20周年記念の市民秋まつりを実施するものとなっております。こちらの日時が11月23日、場所が市保健福祉センター周辺となっております。

実施内容につきましては、記念式典をはじめ、伝統芸能行事の共演ということで、山あげ祭や埜の天祭、それと商工会まつり、なすからつながるフェスタ、打ち上げ花火等を予定しているものになります。

私からは以上になります。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 25ページの道路維持管理費、特に支障木伐採と除草作業が追いつかないというところで、対策のことについて私からお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、支障木、雑草、非常に苦慮しているところでございます。特に支障木については、民地から張り出しているような枝木については、枝が落ちたりして通行に支障を来すことがないように、回覧やお知らせ版などにより適切な管理を所有者にお願いしております。道路敷に生えている木に関しましては、枯れていたり、危険を感じた木については、作業員、それに対応できない場合は業者のほうに対応して早急に伐採をしているところでございます。

除草作業の対策につきましては、農政課で進めております雑草問題解決に向けたプロジェクトにおいて、既存道路の目地雑草の予防対策、農薬等いろいろ提案していただいているところでございます。今回、その提案の中から道路の目地の雑草予防対策を試験、施行することによってどのような効果が得られるか、実際やっていたことになりました。このような、プロジェクトと連携し、雑草問題等解決していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（青木敏久） 黒尾市民課長。

○市民課長（黒尾明美） 私のほうから、国民健康保険特別会計の子ども子育て支援補助金関係についてお答えします。

こちらの事業につきましては、市長の提案理由の説明にもありましたような内容なんですが、令和8年度に創設する国の少子化対策の取組でありまして、全世代で子育て世帯を支える仕組みづくりを進めております。こちらの財源が医療保険者から徴収され、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付金等の費用に充てられるものです。

医療保険者は、令和8年度から、保険料と併せて新たに子ども子育て支援金を賦課徴収することになりますので、今回の補正につきましては、国保賦課システムの改修を行うための費用を歳出のほうで計上しておりました、その財源としてこの補助金が歳入となっております。子ども子育て支援金、こちらの事業費補助金については、全額が国庫補助金で交付されております。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り説明をいただきました。その中で一番最後に、この国保会計、そうすると、来年度から新しい税金が我々に今度賦課されるということなんですね。今までの税金以外にこの子育てに関する税金をこれから徴収するということになるんですね。これは令和8年度から新たな税目で徴収するということになるのでしょうか。これについて1点。

あと、都市建設課長、この支障木と雑草、これはもう、繰り返しますが、これは道路管理者にとって見てみたら、永遠の課題ですよ。国道、県道、市町村道って、それで同じような対策が必要なんです、これは国や県でも何か目新しい対策というのはやっていないのでしょうか。

以上お伺いします。

○議長（青木敏久） 黒尾市民課長。

○市民課長（黒尾明美） ただいま中山議員のほうからいただきました、新たな税目で徴収されるのかということについてなんですが、こちらは医療保険者が、そちらの保険料の徴収の中で一緒に徴収することになっていきますので、国保だけでなく、後期高齢も同じようにですし、税の中で新たにこの子育て支援分として徴収される枠組みになります。

以上です。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 国や県、どういう対策をしているかということですが、支障木に対しましては、先ほどお答えしたような、民地に生えているような支障木、そちらは回覧等によって同じような形で皆さんにお願いしているところがございます。

除草、雑草に関しては、新規の道路などに対しては、防草コンクリート等、草が生えないようにする対策はしているところが、市道と同じような対策の仕方をやっているところがございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 19ページに先ほど市民秋まつり650万円ということでした。これで花火をやるというのは非常に無理があるんじゃないかなと思うんですけども、花火についてどういうふうに考えているのか、ちょっとお知らせいただきたい。詳細ですね。

それから、その下にまちづくり団体の補助金が100万円減になっておりますが、この詳細もお願いします。

それから、23ページですかね、ここに産地づくり体制構築等支援事業費ということがありまして、これについての詳細の内容を教えてください。

以上です。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 花火について650万円で難しいというお話の件につきましては、実行委員会の中で検討する中で、一応、花火代というのは市の交付金200万円と協賛金100万円を予定しております、合計で300万円分を現状計画しておるところです。協賛金につきましては、商工会が募集のほうの動きをしております、現在お知らせ版等にも掲載し、広く一般市民や企業から協賛を募っておるところです。

以上です。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） まちづくり団体支援事業費100万円の減についての御質問ですけれども、こちらはまちづくりチャレンジプロジェクト補助金、こちらの減額を計上するものでございます。当初予算で1団体50万円の補助を2団体分子算化しておりましたけれども、募集を二度したんですが、応募がないため、こちらにつきましては全額減額とさせていただきます。県の補助ですので、県でも県内の調整をするということで、減額する際は早めに減額ということで対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの相馬議員の御質問にお答えいたします。

産地づくり体制構築等支援事業費でございます。金額的には288万3,000円となっております。中身的には、令和7年度に水田を畑地化に取り組むことを約束した農業者に対しまして、その畑地化に伴いまして、土地改良区から、要は簡単に言うと、完全に離脱すると、離脱する際に、地区除外決済金というんですが、そちらを支払う必要が生じたため、国から、これは100%の支援なんです、こちらのほうの額が288万3,000円となっております。

地区的には、保護地区、ほかの言い方で言いますと、下小倉と言ったほうがよろしいですかね、18ヘクタールのところが該当となっております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 私、ほか何点か質問させていただきます。今までの答弁と重複した際には申し訳ありません。

まず、21ページの保健福祉センターの運営費の200万円のもの、そちらと、これは人件費だと思うんですけど、その下のすくすく保育園運営費のほう、132万円のやつ、それと、需用費で、27ページの南那須公民館管理費のもの、それと、戻りまして、25ページのほうで市営神長住宅管理費がやはり200万円計上されておりました、先ほど市長答弁の中で、公民館のほうで盗難被害があったということで、そういうところ、市のほうでは保険のほうはどういうふうに、どこまで入っているのか。例えば、建物以外の家財、家財というか、備品については入っていたりされるのか。それと、ちょっと市営住宅の話もあったので、ついでなんですけども、市営住宅とか、そういうところも保険に入っているんでしょうか。

ちょっと質問が飛んでしまって、申し訳ありません。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 御質問ありました保健福祉センター運営費でございますが、こちら保健福祉センター建設当時、平成10年に電気工事を実施しました。そのときに設置しました高圧ケーブルと真空遮断機、こちらが耐用年数を過ぎていますので、更新するものでございます。

○議長（青木敏久） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 私からは予算書の21ページ、すくすく保育園運営費132万8,000円について御説明いたします。

まず、報償費といたしまして、保育士の不足を補うために有償ボランティアを活用しておりますが、引き続き適切な保育を継続するための有償ボランティアの増額補正が一つ。

それと2つ目が、すくすく保育園で使っている洗濯機が経年劣化で故障しまして、それを買い換えるための費用を計上してございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 25ページの市営神長住宅管理費200万円ということですが、御存じのように、市営神長住宅はかなり老朽化が進んでおります。そちらの修繕料が不足

したということで、基本的にフェンスとか、キッチン、トイレの水漏れ、床、壁がもう著しく経年劣化により駄目になっているというところで修繕料が生じております。

先ほど言っていた保険の関係ですが、建物に対する保険は入っております。エアコンとか、そういうものに関しましては個人の持ち物になりますので、そういったものには入っていないというところですよ。

以上です。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） それでは、南那須公民館の件についてお答えいたします。

和室のエアコンの室外機が破壊されてしまって、部品が古くて修繕が利かないということで、室外機と、あと、エアコン本体を取り替えるという形になります。

それと、以前から会議室のエアコンのほうの配管もガス漏れがありましたものですから、それと合わせてこの200万円を計上しております。

保険のほうは入っているそうなので、後で充当される形になると思います。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 大体分かったんですけども、市営住宅ってエアコンってついていないんですかね。全部自費でつけていらっしゃるのか、全員自費でつけているということによろしいでしょうか。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） エアコン等、基本的に個人でつけているというところがございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 時間もあれなので、1点だけちょっと教えてください。

23ページの新規就農者への支援の内容なんですけども、もともと新規就農者の場合には、市で1年間200万円でしたっけ、支援で、2人いると400万円という予算を取っていますけども、それ以外に農業費がこれだけ、500万円とか、そういうことも併せて支援されるのかというのを聞いて、びっくりしたんですけども、これって、初めにそういう条件ってつけて新規就農者に説明しているのか。

あと、これだけ設備を提供した場合に、3年たったら、もうやめたという場合、どうするか、そういう条件をいろいろきちんと調整していると思うんですが、その辺の詳細をちょっと教えてください。これがうまくいけば、やっぱり新規就農者に対してかなりのPRになると思うので、ちょっと説明をお願いします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの小堀議員の質問に対してお答えいたします。

新規就農者につきましては、大きく国の補助もありますし、市単もございます。一応新規就農者に対する情報提供にしましては、就農フェアというのが県の主催でもございますし、ブロックでの主催もございます。そういったところに就農相談に来る方に対して、こういった補助がありますよ、こういった形態がありますよというのは御周知させていただいております。

今回のこの国庫につきましては、補助事業の二重取りというのはあれなんです、この事業を受けた場合には市単の補助は受けられませんよという縛りはございます。今回こちらの方につきましては国庫を選びましたので、同様の内容で機械を買うときの市単はちょっと適用外ということになってございます。

あと、返還についてでございます。基本的に農林サイドの返還につきましては、要は買った物の償却年数、例えばですけれども、トラクターだったら、税金のほうの償却年数になるので、たしか10年だったかな、その償却年数を過ぎるまでは、要は補助金の返還の義務が生じます。ですので、例えば、就農して3年、言ったらば、その残存、7年、例えば、トラクターの残存分の7年分の補助対象額は返還してくださいねというような中身になっています。ざっくりとそういうことでございまして、買ったものによってちょっと対応が変わってくるというふうになります。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回の内容を聞いてある程度は理解できましたけども、やっぱりその説明は受けて新規就農で我が町に来るということでのいいのかな。要はこういう仕組みも大体説明を聞いて理解して、自分でこんなのを選ぶということの、そういう認識でいいのかどうか、ちょっと教えて。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 議員おっしゃるとおり、基本的にうちのほうから新規就農に際しいろいろな経営支援だったりとか、補助事業だったりとか、そういったものを説明した上で、本人に一応誓約書をいただいております。そちらを承諾した上で就農していただいているというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 了解しました。

結局、新規で農業をやりたいんだと来た場合に、今のような説明でトータルはみんな理解して選んでもらうと。今までたまたまこれを選んだ人がいないので、こういうところに載っかつ

てこなかったというだけですよね。さっき言ったように、3年でやめた場合には、残りは払うんだみたいなことを聞くと、やはり引いちゃうのかなという気がしたんだけど、そんな認識でいいですね。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） そちらを説明した上で、本人が納得した上での就農となってございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） お昼を過ぎちゃったので、申し訳ないですけど、2点ほど質問させていただきます。

23ページ、鳥獣被害対策事業費50万2,000円、まず、最近イノシシが増えているみたいなんですけど、これはイノシシだけじゃなくて、さくら市では最近早乙女辺りに熊が出没したという話も聞いたので、そういうのを含めて対策費50万2,000円ということでお聞かせ願いたいと思います。

もう一点、25ページ、先ほどから出ています1,600万円の辺地道路整備事業費の減額ですが、この減額によって辺地道路がどのぐらい遅れますかという、ちょっと見込みを聞きたいところですが、お願いいたします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策事業費でございます。こちら当初110万円を計上いたしまして、電柵等の補助で上限10万円、事業費の2分の1で、上限の10万円を交付しているわけでございますけれども、そちらがもう既に、要は早い者順というか、そういったことで予算の底がついたということで今回50万円補正したところでございます。

実際のところ、参考までですけども、イノシシの捕獲数が8月末現在で市内78頭捕獲されてございます。昨年同月比にしますと、昨年47頭でしたけれども、倍までとはいかないんですけど、今年度につきましては、相当イノシシの出没件数、あと、捕獲数も増えているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 25ページの辺地事業債でどのぐらい遅れるかということなんですけども、1,600万円ということですので、今後の物価上昇、そういったものを加味

してしまうと、ちょっと分からないところもありますが、今のところはさほど遅れは生じないのかなとは考えております。

以上です。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 電柵の補助金が、当初のお金がなくなったので、50万円追加するというのでイノシシのほうは理解しました。

辺地道路のほうで1,600万円減額ということで、これは決められて、減額されてしまったものですから、しょうがないと思うんですけど、今、曲畑と下川井と、下川井柏崎線2か所やっていますが、辺地に認定、志鳥の方面がされてからもう多分6年、7年ぐらいになると思うんですね。旧江川小のところまでは来ているんですが、八溝グリーンラインの下川井側というのは、やはり今、日当たりはいいんですけど、結構やっぱり雑草等々、あそこも支障木がいっぱいですので、辺地道路でやっているので、ほかのが使えないんでしょうけども、できれば早急をお願いしたいと思います。これは要望でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 同じような繰り返しになって申し訳ないんですが、まず、八溝そばブランド力向上支援事業費ということで、これは烏山線に乗ってくれた方にごちそうするんですよということでよかったのかなというふうに思うんですが、お店も出店するでしょうから、何件ぐらい出店して、おそば1杯幾らで、何杯分これはあるのかなというようなところ、一つお尋ねをしたい。

あとは、さっきと同じような話になっちゃうんですが、道路の保全ということで、草が大変生えています。これはもともと農政課のほうで、小木須、大木須とか、あっちの地区で草を、除草剤をもって効率よく、簡単に言うと、安くできるんだと、こういうような話、それを道路脇にもいいんじゃないかというような話をしてきたかなと思うんですね。そういうことを念頭にこの予算が組まれているのか、どういう方法でやるのか。

あと、支障木というのが今、出ておりましたが、よくよく確認をしていただきたいのは、防犯灯があるわけですよ。防犯灯に木が全部かかっちゃっていて、昼間もついている、夜はついているんだけど、明るくない、こういうような状況になっているのがあるように見受けられます。そういうところをまずチェックして、防犯灯なんかきれいにその役目を果たせるような形でもってやっていただくのがいいのかなと、こういうふうに思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの渋井議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、八溝そばでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、JR烏山線を御利用した方に対してのサービスでございます。実際、当日、今のところ予定しているのは、市内2店舗が予定してございます。

あと、食数につきましては、1枚というか、そば1枚に当たり500円の設定をさせていただいて、この無料のほうは500食を用意しているところでございます。

あと、先ほどの雑草問題の件でございますけれども、基本的に今年度につきましてはパイロット事業として、要は庁舎内においていろいろと各課意見を募った上で、それに対して宇大の雑草研究所の教授プラスアルファ、今年の3月までに大木須でやってございました各社メーカーの御協力を得た上で実験的な取組をするというような中身になってございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 25ページの道路保全に関わる除草と支障木の関係でございます。

除草剤ということでございますが、やはり試験的に今現在、民地にかからない部分、除草剤に影響がされない部分、延長は短いのでございますが、少しずつ実証実験的なことをやっております。

支障木、道路照明に枝等がかかってしまい、自動点滅機がいつも夜の状態になって、ついていっているところが多々あり、市民の皆様からそういったことで要望を寄せられております。そういうところに関しましては、早急に枝払いをしたりして対応しているところです。そういったところがありましたら、誠に申し訳ありませんが、都市建設課に御一報いただければ、すぐに対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 道路保全の話とまた違っちゃうかもしれませんが、農政課でいろいろ農薬メーカーに協力してもらいながらやっているような事業がありますので、庁舎の中でも、特に5,000万円を買った、全然使っていない草刈りなんていうようなところなんかはすごく安くやってもらうといいのではないのかなと、こういうふうに思います。

答弁は結構です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 私からは一般会計補正予算で、19ページのシティプロモーションの中でメグロ・キャノンボールがこのビッグサイトで行われるところに参加をするということで、

300万円の交付ということなのですが、この300万円という内訳ですか、もし分かれば。

それと、25ページの防災集団移転の関係で、52万3,000円ですかね、これの詳細をお伺いします。

あと一つ、さっき言った道路保全の関係なんですけども、これは要望ですけども、草を、除草剤をまくだけじゃなくて、まずは、その後は土を取るという作業をやれば、今後それほど手間がかからないのかなと、そういうように思っておりますので、要望したいと思います。

防災集団移転とシティプロモーションの件、2つお願いします。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） シティプロモーション事業300万円の内容ということで御質問いただきました。

まず、今回のジャパンモビリティショーへの出展の内容を御説明させていただきます。

こちら、野外と野内で事業を、イベントを行いまして、まず、野外なんですけど、こちら、メグロ・キャノンボールのお台場版、こちらを行いたいと考えております。メグロバイクを、その会場内で走行の予定をしております。それと屋内ですけれども、こちらはステージでのイベントを行います。メグロの聖地、那須烏山、この事業の取組とか、レストア・プロジェクトなどの紹介をメインとして1日2回、こちらを考えております。もちろん本市のPRもしっかりと取り組んでまいります。

その予算300万円の内容なんですけど、大きく4つに分かれております。人件費、交通費、演出費、その他ということになっております。人件費につきましては、宿泊代、食事代、交通費は、電車代、高速代、駐車場、それと演出につきましては、こちらはビデオ作成とか、パネル作成、リーフレット、そういったものを予定しております。大企業が100社以上集まる会場となります。その中で那須烏山市、メグロ・キャノンボールが埋もれないような、そうした演出も考えなくてはいけませんので、演出費ということでの費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 25ページの防災集団移転促進事業費52万3,000円の詳細ということでお答えいたします。

国土交通省関東地方整備局と協議、打合せに要する旅費、それと今後説明会等の通知の郵送料、あと、移転先地の不動産鑑定の時点修正という内容になってございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） シティプロモーションのメグロ・キャノンボールなんですが、今年も多分11月に行われるのかなと思いますが、そのときには市は補助というのは、これは自分、一般質問で出しているの、そのときでも結構ですけども、考えておるのかどうかという、それだけでも分かればと思います。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 今年度11月に開催予定のメグロ・キャノンボール那須烏山市版ですけども、そちらにつきましては市からの補助金は出しておりません。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第1号 令和7年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第2号 令和7年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第3号 令和7年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第4号 令和7年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第5号 令和7年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を13時20分とします。お疲れさまでした。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時20分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、午前中に行われました議案第1号に対する渋井由放議員及び平塚英教議員の質疑に関し、熊倉副市長及び執行部より追加答弁がございます。

熊倉副市長。

○副市長（熊倉精介） 午前中の渋井議員のポスターの掲示場の数のことについてお答えしたいと思います。

まず、国政選挙からちょっとお話しさせていただきたいと思います。国政選挙につきましては、公選法の施行令で掲示場掛けることの2の数についてポスターを無料で作成することができますとなっています。

なぜこのようになったのかと、当時の国の議事録をひもといてみますと、貼り替えを1回想定してのことで、掛ける2というふうになっていることとございます。

では、地方はどうするのかとなりますと、施行令において条例で定めるようにというふうになっております。都道府県につきましては、47都道府県いずれも掲示場掛ける2、2倍になっています。市町村はどうなっているのかといいますと、全市町村まで調べられなかったんですが、県内の市町村は掲示場の数と同じ数だけやっていると。

ここからは推測になります。県と市町村でなぜ違いが出てきたのかと申しますと、知事とか

県議につきましては、告示から投票日の日数、若干、県議が短くはなりますが、知事は17日となると、参院選と同じ期間、長い期間になります。と申しますと、先ほどの貼り替えのことも想定すると、国と同じ掛ける2倍での導入をしたのかなど。片や、市長選、市議選につきましては7日でございます。国政と比べて相当期間が短い、告示から投票日の期間が短い。となると貼り替える必要がないのではということで、各市町とも掲示場の数と同数にしたものと推測します。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 同じく議案第1号です。平塚議員からふるさと納税の今年度の4月から8月までの寄附の件数の御質問をいただいております。

件数ですけれども、全部で377件でございます。

以上でございます。

◎日程第18 議案第10号 財産の取得について

○議長（青木敏久） 日程第18 議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国が推奨するGIGAスクール構想に基づき、令和3年度より使用開始した小中学校の学習用タブレット端末が使用開始から5年を経過し、バッテリーの劣化や端末の故障が増加していることから、新たな端末を調達すべく、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

取得する端末は、市内小中学校7校の児童生徒が使用する端末1,364台であり、栃木県共同調達方式により採用決定された栃木県学習者用一人一台端末等共同調達共同事業体の代表企業である藤井産業株式会社インフラソリューションズカンパニーから1億433万7,200円で購入するものであります。なお、納入期限は、来年の2月28日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） このたび、GIGAスクールのタブレットの更新ということで上程されたものなんですけれども、県内同じ機械を使うということで一括契約で藤井産業で随意契約になるというお話でした。こちらのほうでちょっとお伺いしたいのが、システムの要件とか国によって、システムのほうは県からの指定ということなんですけれども、今回の購入で、前回、充電設備、備品というか、周辺機器のほうも購入したんですけれども、そういったものと互換性があるのかということと、これに関し、タブレットが恐らく1台当たり5万5,000円の予算で組んでいると思うんですけど、3分の1の市の負担ということでよろしいのでしょうか。それについて教えてください。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） お答えします。

今回は端末の購入になりますので、周辺機器とのネットワークの構成部分については引き続き継続してまいります。その部分は令和6年から保守契約しておりますので、その部分の金額は引き続きネットワークの関連ということで、端末そのものについてのお金というよりは、ネットワーク機器のつながりとか、そういったところの保守料はありますので、そちらのほうは引き続き継続でやっております。

あと、補助金額、5万5,000円に対して3分の1となっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 周辺機器の互換性についてお伺いしたんですけども、そういった、今、学校内でもいろんな備品を買ったと思うんですが、そういったものも今回購入するシステムの中で同様に使えるのかということがまず一つと、はい、そちらについてもお願いします。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 周辺機器については引き続き使用していくことになります。サーバー機器とか、それから、プリンター機器、クライアント機器、あと、校内LANとか、そういったものを全て継続して使用していくことになります。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ちなみにこの中で予備機というのは何台か含まれているものなんですか。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 予備機につきましては、今のところ63台を一応計画上見て

おります。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 新しく更新するということでありますけども、この古いタブレットの処分の費用というのはここに含まれているんでしょうか、お伺いします。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 現使用のタブレットの処分につきましては、県の共同調達のほうの資料の中にも入っております、業者のほうから無料ということで提案をいただいておりますので、そちらで処分をしていくことになります。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 議案第10号について、前もって課長のほうに質問項目8点ほど出しておきましたが、私は思いつくままにこの質問項目を書いたものですから、ちょっと順序がまずいかもかもしれませんが、まず、1点目、県内のよその市町村もこれは随意契約なんですか。これが1点目。

2点目、補助対象と補助対象外がありますね、この金額の中で。なぜこの補助対象外の部分を含むのかです。

3点目です。このタブレットの管理規定とか、破損の際の責任、もう既に4年相当使っていますね、今のがね。その際も子どもたちが壊してしまったというような例があるんじゃないかと思いますが、その際どうしているのか、この責任、これが3点目です。

4点目、この授業での使用の実態です。確実に効果が上がったのかです。例えば、先生が教えやすくなったとか、子どもたちが理解しやすくなった、それによって学力の向上につながったのかということですよ、問題はですよ。この辺のところをお伺いします。

5点目です。前回購入の契約は令和2年10月19日に日興通信と契約しますね。この際は台数も違いますが、1億4,600万円ほどで1,786台ほど契約をしているはずなんです。それで、今回この日興通信というのは入札に参加させなかったのか。しなかったから、随意契約になったんでしょうか。

7点目、使用後のタブレットの処分方法、今、堀江議員が質問して、無料だと言うんですが、無料はいいんですが、実際にこれを5年間使って、全くもう価値がないんですか。全く無価値

なのかどうかということです。

8点目、県内のそれぞれの小中学生、どこでもこのタブレットを全員に一人一台配付をしているのでしょうか。

それと、年間の維持管理費というのはこれまでにおよそ幾らぐらいかかっているのでしょうか。

以上です。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） お答えします。

県内他市町村も随意契約か。こちらにつきましては共同調達、こちらに参加した市町村のほうは随意契約となっております。こちらで調べた情報ですと、2市町は共同調達から抜けているというお話を聞いております。そこは多分単独でプロポーザルか、もしくは入札かというのはちょっとこちらでも分からないんですが、一応そういったお話を聞いております。

随意契約につきましては、共同調達会議では共通仕様を作成しております、公募型のプロポーザルを実施しております。そこで業者を選定していると。その業者に対して各市町村が、さらに、先ほど言っていた補助対象外とかもありますので、そういったものを話し合いをしながら随意契約を行っていくという形になっております。こちらにつきましては、随意契約の地方自治法の性質また目的が競争入札に適しないと、市町村が、県のほうでもう既にやっておりますので、そういったことで随意契約というような形を取っております。

続いて、補助対象と補助対象外があるのはなぜか。

まず、補助対象につきましては、先ほど荒井議員の質問にもありましたとおり、5万5,000円が補助基準という形になっております。この5万5,000円というのは最低スペックの基準、いわゆる本体の最低機能を備えた本体、それから、標準アプリ、こちらはどちらかというライセンス関係になるのかなと思うんですが、それから、端末の設置、備え分などが入って、それで、大体国のほうで5万5,000円というようにしております。

補助対象外につきましては、そこに端末のサポート、例えば、故障した場合に補償してもらおうとか、それから、たまたま無償だったんですが、端末の引取り、破棄なども補助対象外でなっております。

さらに、本市のほうでは授業支援ソフトということで、先生方が事業を行う段階で子どもたちの端末の状況を見られるとか、発表内容をそこに、みんなに、全員に示すことができるとか、いろいろ支援内容があるんですが、支援アプリの導入を本市では考えております。こちらにつきましても、県の仕様をつくる時に選定の中に追加提案ということで入れておりますので、それを基に業者のほうを選定しております。

続きまして、管理規定ですかね。端末の管理につきましては、児童生徒には貸出し、貸与というような形を取っております。そのため、管理規程につきましては、市の物品管理規則、こちらを準じております。また、小中学校の管理規則もありますので、こちらに校長先生が定めるところにより管理するものとされており、それに伴って台帳整備がされて、現有の状況というものが明確になっているというような形になっております。

続いて、破損の際ですかね。破損の責任につきましては、学習用ノートパソコン、先ほどの端末につきましては貸出しということにしておりますので、貸出しの段階で利用規約をこちらでつくっております、正常に利用できる状態で返却されなかった場合は弁償等の対応をさせていただきますと、そういう文言が入っております、保護者から同意をいただいております。

ただ、故障した場合でも、あくまでも故意または重大な過失というものが、児童生徒の原因が直接ある場合には弁償という形を取っていく方向でなっておりますので、状況に応じて責任の所在が確定するというような形になっております。

ちなみに、先ほど弁償のほう、そちらのほうは今の段階で1件もありません。

続いて、授業での使用実態ですね。こちらは、PCに関しては学力調査で質問がされております。小学校6年生では毎日使用していますかというのがあるんですが、導入前は15.7%パソコンを使用しているというのがあったんですが、導入後は33.8%、週1回以上というのが22.5に対して53.8%、そのため、約9割以上の方がほぼ毎日このPCを使っているというふうに考えられるのではないかなというふうに考えております。

また、PC端末の使用に関する問いもしております、文字を打ち込む力、それから、まとめる力、情報を収集する力。質問の数値はちょっと細かくて、持ってこられなかったんですが、そういったものが全国の平均以上の回答というふうになっておりますので、比較的情報能力が上がっているのではないかと。さらに、本市独自で学力調査のCBT調査の方式の活用を率先してやっております。今後、国・県もその状況が進みますので、本市のほうは先に先取りして実施をしているというような形です。

また、余談になりますが、中学生の広島派遣とか海外派遣、あちらのスライドというのも子どもたちがもう自ら進んでつくっております。そういったことを考えますと、情報活用能力、効果が上がっているのではないかなというふうに考えております。

それから、前回の業者の日興通信の入札ですかね。日興通信のほうは参加しておりません。参加表明事業者は2社になります。2社のうち、先ほどの藤井産業のほうが選定されたということになっております。

こちらちょっと要因は分からないんですが、ただ、県内複数の市町の受注を一括で受けようということを考えますと、さらに、仕様の中に端末の処分もこちらで入れておりましたので、

今回採用された共同体企業でないとなかなか受入れは難しいのかなというふうに考えております。実際の中は、すみません、日興通信に直接聞いたわけではないので、大変申し訳ないんですが、そちらはちょっと要因のほうは分かっておりません。

それから、タブレットの処分ですかね。先ほど申しましたとおり、無償化という形になっております。ただ、台数を全部処分するのではなく、利活用のほうも何台か考えております。今のところ多分300台ぐらいは残そうかなというふうに考えております。110台ぐらいはもう教師用端末なので、こちらは新しいものに変わりませんので、このまま利用することになります。約200台ぐらいを残すことによって、今、例えば、公民館講座とか、そういったところでパソコン教室なんかもやっていますので、そういったところで使っていただくとか、いろいろ利活用を考えていきたいなというふうに考えております。処分の方法としては、そういった形で考えております。

それから、タブレットを全員に配布しているかですね。こちらは文部科学省のほうでGIGA構想スクール一人一台端末ということになっておりまして、文科省の調査が出ておりまして、その調査からは令和4年3月以降は一人一台配備が完了しているというふうに結果が出ております。

それから、端末の維持ですかね。維持についての経費はかかっておりません。故障した場合は、前回は一応5年間の補償がありましたので、その補償の中で、なので、先に金額1億4,600万円の中に含まれているので、それで修理を対応していたというような形になります。ちなみに前回5年間の補償でしたのですが、今回そこまでの費用をかけないでも大丈夫かなということで、約年間2%程度の補償、それから、先ほど話に出た予備機、あと、児童数が減ってきますので、パソコンが余ってくるというのも考えまして、一応2%程度の補償率でいいのかなというふうにこちらでは判断しております。

以上になります。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。

それで、学校で今まで何億円かけたか分かりませんが、電子黒板とか、何か様々なそういった電子機器を導入していますね。よその市町村の学校よりもここは、先駆けてそういったものは導入しているのではないかと思います。しかし、何を入れても、要は、こういったものを、電子機器を使うことによって子どもたちが教育の中で、学習している中で理解しやすくなった、そして、学力が上がったと、ここが何もなかったらば、私はいい気も、言ってみれば、効果が上がらなかった、無駄な支出だったと判断せざるを得ないと思うんですが、この辺のところどうなんですか。学力は上がったんですか。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 端末を使いました、いわゆるC B T方式というのは学力調査でも使われております。その部分では、実は、県とか全国よりも比較的高いほうではないかなというふうに判断しております。細かいところはちょっとなかなかお答えしにくいんですけど。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私、あしたの一般質問の中で全国学力テストの結果について教育長に質問しますので、そこで、このタブレットの効果があったのか、理解しやすくなったのか、また、学力向上につながったのかについてもある程度御答弁をいただけたらと思っておりますので、以上で終わります。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） パソコンが今度新しくなると、古いのはどうするんだというような議論がございました。私が考えるのには、ただで引き取ってもらえるんだよというのも一つ方法なんですけど、その中で価値を見いだすことができないかと、幾らかでも売って回収できないかというようなことを考えたことがありますか。ないとすれば、そういうことを一つの手法として考える必要はあるのではないのかなと、こういうふうに思うんですけども、その点についてお願いをいたします。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） まず、端末の売却という話も中には出ておりました。県の共同会議の中で話が出ておまして、その部分で、まず、処分のほうの経費も一緒に出すという形で仕様書を作成しております。そのため、これはちょっと中身ははっきり分からないんですが、端末の最低スペックとかが5万5,000円で収まっているというのはそういった部分もあるのかなというように考えております。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 我が市の場合はどっちかというと、再生して利用するというのは得意な市かなというふうに思うんですね。ほかのもの、地域の方も一緒なので、ということなんですけど、もう一度その辺、研究というか、いろいろやっていただいて、幾らかでもお金になったほうがいいのかというふうに思いますので、検討していただくことをお願いして、答弁は結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第10号 財産の取得について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第11号 防災重点農業用ため池の防災工事の施行について

○議長（青木敏久） 日程第19 議案第11号 防災重点農業用ため池の防災工事の施行についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、防災重点農業用ため池の防災工事について、市営としまして施工するため、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の4第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

防災工事の主な内容は、耐震性確保のための改修及び計画洪水量を安全に流下させるための放出調整設備の改修になります。5か所のため池に関し、令和7年度に工事の実施設計書を作成し、令和8年度から工事に着手いたします。実施設計書作成費用は3,720万円、工事費は2億9,010万円を見込んでおります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理

由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 質問させていただきます。

今回ため池の防災工事ということなんですけれども、市内ため池の危険マップとか、そういったところも作ってあって、ため池ほかにもある中で、この5つのため池が防災工事の対象に選ばれた理由を教えてください。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

市内にため池は複数ございます。こちらのほう令和12年までに一通り完成させるという末尾が決まっております。あと、そのため池の中で当然修繕すべきもの、廃止すべきもの、あと、事業費等の平準化を図りながら、今回、令和7年度、8年度に関しましてはこの5か所を選定した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） それでは、次年度以降、また改修の計画だったり、廃止の計画だったり、そういったことの報告があるということでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 5か所のため池の防災対策工事ということなんですけども、金額がかなり違っておまして、工事内容の違いというのはどんなような内容になっているのか、お教えいただければと思います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回こちらのほうの5か所でございますけれども、当然のごとく、ため池の規模、あとは施設、そういった種類の差異がございます。したがって、そちらの内容によって事業費が異なってくるという御理解でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 規模とかということですけども、ため池の大きさで規模を決めているんですか、それとも、ため池をつくっているときに、土手みたいなどころが多いということで決めているのか、それとも、どういう内容なんでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に規模はため池の広さでございます。あと、容量、ため池にたまる水の部分ですね。あと、そちらのほうに付随する附属施設がございます。当然のごとく斜樋や洪水吐などいろいろございますけれども、そちらのほうの有無にも関係してくるわけでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 防災重点農業用ため池の防災工事の施行についてでございますが、裏にそれぞれの工事事業費とそれぞれの負担割合が書かれております。それで、大体国・県のほうが8割、市が2割ということで、これは実施主体が、市が防災のためにやるということなので、受益者負担はないと、こういうことだと思うんですけども、しかしながら、工事については、地元等の、進め方や、完了の時期も含めて、ある程度理解をいただきながら工事を進めるのではないかなというふうに考えるんですけども、その点でこのため池を利用している団体との協議、さらには施工時期、あと、完成時期についてはどんなふうにお考えでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらのほうの5か所が挙がっているところでございますけれども、当然、受益者、利用者との間に協議が進んだ順で上がっているということでございます。その過程において、例えばこの5つですと、もう令和7年度に設計を組む、8年度に実施をし、完成をするということでの了解を得ての今回の議案となっております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認なんですけど、私はこのため池が大きな災害に直結するようなものというのはとても考えにくいということを前から思っているし、今でも思っているんですけども、これは住民説明会を、例えば、猿久保湿原、あそこはホテルがいっぱい出るところですけども、あそこに1億何がしかけて水があふれてこないような対策をするんですよと地元説明会をすると、「そんな金は違うほうに使ってよ」みたいな、そういう声が出るのでは

ないかなと思うんだけど、その辺のところはまだ、地元説明会ってまだ1回もやっていないんだっけ、その辺やったところでそういう声が出ているのかどうかがあったら、ちょっと教えてください。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

中身的には、先ほども平塚議員への答弁にもありましたとおり、事前に受益者、利用者の方に対しては了解をした上で工事を発注というか、事業実施に移行するものでございます。

併せまして、金額的にもこんなにかかるのかというのもあるんですけども、実際こちらのほうは国主導で、要は災害が起こってからでは遅いので、早急に対処しなさいよと、こういうことがございますので、国から必ずやってねというようなお達しが来ていることに対する対応でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） そういう答えしか返ってこないとは思いますが、でも、この金額を見たら、本当に必要なのかなというやつに対しては、国が言っているし、町は2割だから、しょうがねえよみたいな、そんな説明というのは幾ら何でも失礼かなと思うので、やっぱりそれに至った背景みたいなものをきちんと丁寧に説明しないと、「国の金だから、いいよね」ということには終わらせたくないで、その辺注意してぜひ説明してほしいんですね。よろしいですか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 小堀議員の発言を肝に銘じまして、今後やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑は。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） すみません、繰り返しで恐縮なんですけど、このため池の計画の全体のため池の数量とか、あと、見込んでいる金額とかいうのがあると思うんですけども、全体の事業費と、それから、完了予定が分かれば教えていただきたいと思うんですけど。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ため池につきましては、ホームページ上にため池マップというのがございまして、まず、全部で市内に24か所ございます。先ほど申し上げましたとおり、これは令和12年度までに一通り改修なり廃止するなりの手続が必要となってきます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 24か所で、令和12年までに完了しろという話で、それに対する総事業費という想定はしていますか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 最初に導入した当時の額から、基本的に今の賃金上昇とかの時代に入って、材料費等も右肩上がりになっているものですから、当初想定した額よりも当然のごとく事業規模が大きくなっておりまして、今ちょっとここで現時点での総額というのを把握していないというのもあるんですけれども、後で、それが正しい数字というふうにはちょっと断言できないところもあるんですけれども、参考数値は後ほどお伝えできればなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 分かりました。それでいいんですが、当初の予定の金額がということなので、当初の予定の金額だけでも教えていただけるとありがたいと思うんですが。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ちょっと今、すみません、手持ちにないものですから、後ほどよろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 今5つほどありますよということによく理解できる場所なんです、ため池、これはきちんとしなきゃならないよというのは、東日本大震災でため池が、ため池というか、ダムが崩れまして、その水が流れ出て、下流側が非常に大きな被害を受けたというところからこれが始まったんだと思うんです。たくさんある、こういうため池の中からこれが選ばれたというのは、優先順位というか、被害に遭ったときに、ここが一番危ないからだというようなことで順位をつけて、こういうふうになったのかなと思うんですが、先ほど別な議員さんが、同僚議員が、こんなところというような話もございまして、私もそれについてはちょっと疑問が、これを見るとあるなということで、どういう順番というか、これよりも、ため池はたくさんあるけれども、そんな、あとは危ないところなんかはそうそうないんだよという、これ以上危ないようなところはないんだよという理解でよろしいのか、たまたまこれを選んだんだよねというのか、その辺の、まず、最初にかかる選定といいますかね、その辺はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

市内24か所ございます。先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、どのため池を優先順位とすべきかということも当然必要でございます。あとは、そのため池周辺にもたらず被害、想定される被害が甚大になるかということ、それもまた気象状況によって変化するものでございますけれども、いずれにいたしましても、先ほどの令和12年度末までに事業を完了させる間で、なおかつ、年度年度の事業費の平準化というのも加味して、こちらのため池のほうの選定をしたという経緯はございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） それはいろんな加味したことがあるんでしょうけども、まずは、これが崩れて流されたら、下で住んでいる人がいて、一番被害が、極端なこと、死に至る可能性もあるとかというような、人命といいますか、そういうようなところもどうか、それを一番に、今、考えていないというわけではないでしょうけど、もう一度そういうことを考えていただいてやってもらうようなことをお願いして、答弁は結構ですので、安全第一というようなことをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） まず、ため池5か所のうち、過去に決壊と被害の例があったんでしょうか。私はこの5か所全部現地を知っていますが、そのような例は私ちょっと聞いたことも見たこともない、記憶にないんですが、この辺の例があるのかどうか。1点目。

それと、もうこれは現に農業用水として利用されているのでしょうか。2点目。

もう一つ、これ、1点付け加えますが、この工事の内容です。この堤体の部分、下流側の堤防の、ため池の堤防を補強するということで、そのための中の泥の排除とか、これは入っていないのでしょうか。現在のため池、南大和久のためは結構たまっていますが、それ以外のため池は随分もう土砂が流入して、貯水量が減少している状況にあるんですが、ための中土砂の、土砂払い、これなんかも工事費に入っているのでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらのほうの5か所に関しましては、過去決壊の事実はございません。

あと、こちらのほうの5か所、今も現役で使用されているため池でございます。

あと、もう一点でございますけれども、この工事費の中に、先ほど議員言われたとおり、ため池の中にたまってございます泥の排除も入ってございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これは小堀議員の先ほどの質問にも関連するんですが、この5か所で市の負担金が現時点で6,500万円ということになっていますね。果たして市が6,500万円も負担してこの5か所のため池の工事をやる必要、価値があるのかなというところ、私もちょっと疑問を持っています。これは、例えば、やらなかったら、どうなんですか、強制的に、やれと命令か何か来るんですか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

聞き及んではいるんですけれども、こちらのほうをやらないということに対しての罰則はございません。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第11号 防災重点農業用ため池の防災工事の施工について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第12号 令和6年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（青木敏久） 日程第20 議案第12号 令和6年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和6年度に補填財源として使用した減債積立金取崩額の1億9,898万1,225円及び建設改良積立金取崩額の1億56万7,167円を資本金に組み入れ、当年度純利益の3,896万3,959円を減債積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第12号 令和6年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第13号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（青木敏久） 日程第21 議案第13号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和6年度に補填財源として使用した減債積立金取崩額の1,617万3,824円を資本金に組み入れ、当年度の純利益の4,180万3,467円を減債積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第13号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時25分といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22 認定第1号から日程第29 認定第8号までの、令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定について、令和6年度国民健康保険特別会計決算の認定について、令和6年度熊田診療所特別会計決算の認定について、令和6年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について、令和6年度介護保険特別会計決算の認定について、令和6年度境財産区特別会計決算の認定について、令和6年度水道事業会計決算の認定について、令和6年度下水道事業会計決算の認定については、いずれも令和6年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第22 認定第1号 令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第26 認定第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第27 認定第6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定に

ついて

◎日程第28 認定第7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

◎日程第29 認定第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について

○議長（青木敏久） よって、認定第1号から認定第8号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和6年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和6年度は、第3次総合計画の2年度目として、「市民が主役のまち 那須烏山市」の実現に向けて、子育て、教育、にぎわいの創出など、各種事業を実施してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、市民税の定額減税による減少や固定資産税の償却資産の減価償却による減少などが要因となり、前年度を下回りましたが、ふるさと納税の推進や債権購入による基金の運用を行うなど、新たな財源の確保に努めてまいりました。

今後も財源確保のため、税の収納対策や新たな財源の発掘・活用に努めてまいります。

歳出では、なすから赤ちゃん応援事業、JR烏山線アキム導入10周年記念イベントをはじめとしたJR烏山線の利用促進事業、住宅リフォーム助成事業、書かない窓口の導入、なすからこども園の整備事業、パイプハウス補助等の園芸振興事業、三箇トンネル・小白井トンネル照明のLED化及び住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金の創設等、脱炭素化の推進、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、大桶運動公園管理棟改修事業、防災集団移転促進事業などに取り組むとともに、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費への助成事業やプレミアム商品券等発行事業などに取り組んでまいりました。

今後も「市民が主役のまち 那須烏山市」の実現に向けて、一層の行財政改革・財政運営の健全化に努めながら、無駄のない効果的な事業の促進を図ってまいります。

さて、令和6年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は145億5,921万9,346円で、前年度と比較して4億9,509万452円、3.5%の増であります。

歳出総額は137億8,355万8,533円で、前年度と比較して5億9,998万2,854円、4.6%の増であります。

歳入歳出差引額は7億7,566万813円、翌年度へ繰り越すべき財源は2,326万9,000円、実質収支額は7億5,239万1,813円、歳計剰余金の処分額は、財政調整基金への積立額が2億円、減債基金への積立額が8,000万円、庁舎整備基金への積立額が1億円、令和6年度の純繰越金は3億7,239万1,813円であります。

それでは、歳入・歳出の主な内容を説明します。

まずは歳入であります。

市税は32億8,424万2,000円、前年度と比較して8,745万6,000円、2.6%の減額となりました。

主に国の総合経済対策における個人住民税の定額減税及び固定資産税の償却資産の減価償却による減などが要因であります。

地方譲与税及び各交付金は、個人住民税の定額減税に係る減収補填の増がありますが、そのほかはおおむね前年度と同水準となりました。

普通交付税は、前年度と比較して1億2,210万2,000円、2.9%の増額となりました。

特別交付税は、前年度と比較して1,404万6,000円、2.4%の増額となりました。

地方交付税総額は49億1,010万1,000円、前年度と比較して1億3,614万8,000円、2.9%の増額となりました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る補助金の減などにより、前年度と比較して4,553万8,000円、2.4%の減額となりました。

県支出金は、農業用ため池の防災対策に係る補助金等が減となったものの、なすからこども園の整備に係る補助金の増額などにより、前年度と比較して1億6,826万4,000円、19.8%の増額となりました。

市債は、なすからこども園の整備事業債が増額となったものの、緑地運動公園LED照明の整備事業債の減などにより、前年度と比較して6,852万7,000円、7.6%の減額となりました。

次に歳出であります。

1款議会費は、一般職員人件費や議員研修事業費の増加などにより、前年度と比較して125万9,000円、1%の増額となりました。

2款総務費は、財政調整基金積立金やふるさと応援基金積立金の増などにより、前年度と比較して2億6,186万8,000円、13.4%の増額となりました。

3款民生費は、制度改正に伴う児童手当等給付費や認定こども園施設整備費の増などにより、前年度と比較して5億42万円、11.3%の増額となりました。

民生費は、一般会計全体の35.7%を占めます。総額49億2,709万9,000円となっております。

4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る事業費の減などにより、前年度と比較して9,902万5,000円、6.9%の減額となりました。

6款農林水産費は、農業用ため池の防災対策に係る事業費の減により、前年度と比較して6,198万7,000円、16.6%の減額となりました。

7款商工費は、令和5年度に物価高騰対策として実施した商工業支援事業費や、太陽光発電事業費にかかる企業誘致奨励金の減などにより、前年度と比較して3,598万9,000円、8.3%の減額となりました。

8款土木費は、主として合併特例債及び辺地対策事業債を活用し、道路整備に取り組んでまいりました。

そのほか、都市計画街路整備事業費や防災集団移転促進事業費の増などにより、前年度と比較して1億4,944万7,000円、12.4%の増額となりました。

9款消防費は、消防ポンプ自動車の更新費用の減などにより、前年度と比較して3,561万2,000円、5.7%の減額となりました。

10款教育費は、緑地運動公園LED照明の整備費の減などにより、前年度と比較して5,811万4,000円、4.8%の減額となりました。

11款災害復旧費は、令和6年8月の豪雨災害により被災した一級河川荒川の前河原向田堰の復旧工事費の増などにより、前年度比と比較して5,513万9,000円、334.2%の増額となりました。

12款公債費は、前年度と比較して7,757万1,000円、5.6%の減額となりました。

なお、令和7年3月31日現在の市公有財産である、土地・建物・山林・出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属書類としまして添付いたしました。財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険は、平成30年度の制度改正以降、栃木県が事業の財政運営主体となり、市は資格管理や保険給付、保険の賦課徴収などを行っております。

国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。

まず、事業勘定から御説明を申し上げます。

令和6年度末の国民健康保険加入世帯数は3,718世帯、対前年比151世帯減、被保険者数は5,634人、対前年度比401人減でありました。

令和6年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が30億7,660万1,612円、歳出決算額が29億9,158万6,717円であります。歳入歳出差引残額は8,501万4,895円であり、このうち、財政調整基金に4,500万円を積み立てしました。

歳入は主に国税のほか、県支出金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約7割を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。

国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であることから、今後も被保険者の健康増進に向けて健康事業の充実を図ってまいります。

次に診療施設勘定でございます。

歳入決算額が5,270万4,255円、歳出決算額が5,007万5,311円であり、歳入歳出差引額は262万8,944円となりました。

このうち、国保診療所運営基金に150万円を積み立てしました。

1日当たりの平均患者数は18.5人であり、前年度と比較して0.9人の減、診療収入は前年度と比較して17.4%の減となりました。

また、施設については老朽化が進んでおりますが、令和6年度は玄関自動ドアの修繕を行うなど、適正な維持管理に努めました。

診療所の果たす役割は大きく、地域住民の医療の確保と健康増進のために、今後も各位の御理解と御協力をいただきながら、適正な運営に努めてまいります。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として地域住民の健康維持・増進に貢献するとともに、一次医療機関として役割を果たしております。

令和6年度の決算額は、歳入決算額が5,583万508円、歳出決算額が4,892万2,144円であります。歳入歳出差引額は690万8,364円であり、このうち、熊田診療所運営基金に350万円を積み立てしました。

令和6年度は、勤務医の退職等に伴い、診療日数を週5日から4日に変更したことから、前年度と比較して、患者数、診療収入とも減少しました。

不足する財源につきましては、運営基金繰入金及び一般会計繰入金により対応しました。

熊田診療所につきましては、今後とも関係機関と連携を図りながら、医師の確保に努め、地

域における身近な医療機関としての役割を果たしてまいります。

次に、認定第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、栃木県後期高齢者医療広域連合が保険者として主体的に運営し、市は保険料の徴収や保健事業を行っているところであります。

令和6年度の決算額は、歳入決算額が3億9,968万7,409円、歳出決算額が3億9,285万9,228円であり、歳入歳出差引額は682万8,181円であります。

歳入の主なものは保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

前年度と比較して、歳入・歳出とも2%の増となっております。

引き続き、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の適正な運営に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第9期介護保険事業計画の1年目としまして、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和7年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,556名であり、そのうち86.7%の1,349名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が78.6%、施設サービス利用者が21.4%という状況でございます。

令和6年度の決算額は、歳入決算額が29億4,373万5,179円、歳出決算額が28億4,557万918円、歳入歳出差引残額は9,816万4,261円でございます。

このうち、5,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち、介護保険料の収入済額は6億538万5,572円、収入未済額は165万5,116円、収支率は99.7%であります。

国庫支出金・県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計及び財政調整基金から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が、職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見

書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、また、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

保健福祉事業費は、紙おむつ等給付サービス事業費として支出しております。

諸支出費は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

また、令和6年度から重層的支援体制整備事業が開始されたことにより、地域支援事業のうち、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業を一般会計に移行し、事業財源の介護保険負担分を一般会計繰出金として支出しております。

本市は、依然、高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービスの体制の整備に取り組んでおります。

現在、烏山地区に1か所、南那須地区に1か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相談や問題等に対応できるよう体制強化を図っております。

今後も高齢化問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの充実・強化に向けて推進してまいります。

次に、認定第6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定についてでございます。

境財産区は、旧境村の財産であった山林を管理・運営するために設立され、その間、予算審議・決算認定等については、地方自治法第295条の規定に基づく境財産区議会に諮っております。しかし、令和5年6月10日に境財産区議会が廃止となりましたことにより、令和5年度より那須烏山市議会に提案しているものであります。

令和6年度の決算額は、歳入決算額が53万1,738円、歳出決算額が47万8,749円であり、歳入歳出差引残額は5万2,989円でありました。

歳出は管理会委員7名の報酬と所有する山林に対する保険料が占め、歳入は主に運営基金からの繰入金及び前年度からの繰越金により措置いたしました。

今後も境財産区有林の適正管理に努めながら、健全運営に努めてまいります。

次に、認定第7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和7年3月末までの営業実績は、給水件数9,990件、給水人口2万2,656人、有収水量240万4,617立方メートル、1日最大配水量11万2,433立方メートル、水道料金収納率99.1%であります。

収益的収支は、消費税抜で水道事業収益5億6,962万4,673円、水道事業費用5億3,066万714円であります。

この結果、令和6年度純利益は3,896万3,959円となりました。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入9,140万8,674円、資本的支出5億615万5,551円であります。差引不足額4億1,474万6,877円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金取崩額、建設改良積立金取崩額及び過年度分損益勘定留保資金を補填いたしました。

最後に、認定第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和7年3月末までの営業実績は、水洗化人口2,980人、水洗化率59.1%、年間処理水量43万7,836立方メートル、年間有収水量36万6,691立方メートル、1日最大処理水量722立方メートル、1日平均処理水量491立方メートルであります。

収益的収支は、消費税抜で下水道処理収益3億9,897万8,260円、下水道事業費用3億5,717万4,793円であります。

この結果、令和6年度純利益は4,180万3,467円となりました。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入1億4,883万4,700円、資本的支出が2億6,120万9,407円あります。差引不足額1億1,237万4,707円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金取崩額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号から認定第8号まで、令和6年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（青木敏久） 次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

樋山隆代表監査委員。

〔代表監査委員 樋山 隆 登壇〕

○代表監査委員（樋山 隆） 監査委員の樋山です。

市長から審査に付された令和6年度那須烏山市の各会計に係る歳入・歳出決算について、小堀監査委員と審査した結果を報告します。

初めに、那須烏山市一般会計及び5つの特別会計の歳入・歳出決算並びに基金運用状況についてであります。

決算及び関係書類はいずれも法令に従い作成されており、計数は証書類と一致し、正確であり、予算の執行につきましても適正であると認められました。

一般会計と特別会計の決算審査に係る意見についてであります。一般会計及び特別会計歳入・歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の26ページをお開きください。

当年度の当初予算は、まちづくりの指針である第3次総合計画の2年目として、重点事業に配慮した編成がなされ、各種事業が実施された。また、物価高騰の継続などに対応するため、補正予算を編成した。

当年度の一般会計及び特別会計の決算額は、歳入210億8,800万円余、歳出201億1,300万円余となり、前年度と比べ、歳入2億7,200万円余、歳出4億6,300万円余それぞれ増加している。

特出すべき意見は次のとおりである。

まず、財政運営全般についてであります。財政指標では、財政基盤を示す財政力指数は0.451で、前年度と比べ0.004ポイント上昇しています。財政向上の弾力性を示す経常収支比率は88.4で、前年度と比べ2.4ポイント低下している。

今後、人口減少、高齢の進展に伴う扶助費及び職員人件費の増加や、建物系やインフラ系、公共施設の老朽化・耐震化のため、長期にわたる多大な財政負担、さらには庁舎整備や広域行政事務組合に対する財政負担も想定される。財政の硬直化を招くことのないよう、事務事業の見直しや経常経費の縮減等を着実に進め、適正かつ持続可能な財政運営に取り組んでいただきたい。

市債と基金の状況としては、一般会計の市債の当年度末現在高は80億8,000万円余、前年度と比べ4億4,000万円余減少している。これは一般単独事業債などの発行額の増があるが、償還元金がこれを上回ったためである。

市債の発行は、世代間負担の公平を図る観点から貴重な財源となる一方で、義務的経費である公債費の増加にもつながることから、発行と償還のバランスを考慮し、計画的な管理に努めていただきたい。

また、基金の当年度末現在高は122億6,000万円余であり、前年度末と比べ7億1,000万円余増、これは庁舎や市有施設の整備に充当するための基金積立によるものである。

財政調整基金をはじめとする積立金は、年度間の財政調整等の手段でもあり、安定した財政運営を行う上で重要な役割を果たしている。引き続き計画的な活用と効率的な運用・管理に努

めていただきたい。

次に、収納対策の強化についてであります。当該年度の一般会計における市税の収納率は93.8%で、前年度と比べ0.2ポイント減となり、県内最下位となった。

徴収業務については、電話催告や戸別訪問、納税困難者への対応など、きめ細やかな納税相談と滞納整理の体制を強化してきたところであるが、県平均徴収率の97.6%を下回っている。自主財源率の低い本市としては、引き続き残りの大口滞納者をはじめとする収納対策に努めていただきたい。

また、当年度の一般会計における不納欠損処分は1,300万円余で、前年度と比べ500万円余増加となっている。

なお、特別会計の不納欠損処分は270万円強と、前年度と比べ210万円余減少、不納欠損処分は市の債権を消滅させるものであることから、説明責任を果たす必要がある。しかし、滞納者の財産調査を行った結果、処分財産がないものに対しては迅速に滞納処分の執行を停止、不納欠損処分を行うべきである。引き続き滞納者の所在や所有財産、生活状況について十分調査し、適正かつ明確な基準の下に事務処理を行うよう努めていただきたい。

また、一般会計における収入未済額は、前年度と比べ2億4,300万円余減少、これは国庫支出金が大幅に減少したためである。

次に、法令対応の適正化についてであります。公務員にとって法令遵守は基本中の基本である。今後も関係法令の確認や他自治体との情報交換などを通じて適正な対応に努めていただきたい。

最後に、補助金交付等の適正化についてであります。負担金・補助及び交付金は、公益上必要と認められる場合に限り支出できるものである。負担金は市の政策目標を効果的かつ効率的に達成するための一つの手段、一方、その支出は長期化・固定化する傾向にあり、団体等の自主性・独立性が阻害される可能性もある。本市においては適正な執行のため、補助金等交付規則が定められているところであり、決算審査の過程で補助金交付事務についてのヒアリングも実施している。今後も業務の効率的執行確保の観点から、組織内の緊密な連携を図り、予算執行に当たっては投資対効果を評価する文化の醸成に努めていただきたい。

続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算についてであります。

決算及び関係書類は法令に従い作成されており、計数は証書類と一致していると認められ、経営成績及び財政状態に関する書類につきましても正確に作成されていると認められました。

また、会計事務は法令を遵守し適正な手続により処理され、予算の執行につきましても適正に行われており、経営はいずれの事業も地方公営企業法に定める経済性の発揮及び公共の福祉の増進という経営の基本原則に従って運営されているものと認められました。

水道事業会計の決算審査に係る意見であります。水道事業会計決算審査意見書18ページをお開きください。

経営状況については、事業収益5億6,962万5,000円に対し、費用は5億3,066万1,000円で、差引3,896万4,000円の純利益を計上している。

総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率は、いずれも前年度から減少したものの、指標が100%を超えており、健全な経営状況にあると言える。

財政状況については、自己資本比率は年々増加しており、近年で一番高い数値となっている。また、固定比率は100%を超えているが、固定資産対長期資本比率が100%を下回っていることから、長期的な資本の枠内の投資が行われていると判断できる。

有収率について、漏水調査や修繕などを継続的に実施しているものの、前年度から2.2ポイント減少し、59.2%となっている。

その他といたしましては、給水人口は2万2,656人で、前年度から549人の減少、給水件数は9,990件で、前年度から66件の減少となった。料金収入は5億74万7,000円で、前年度から1,220万8,000円の大幅な減少となった。

今後、市の人口減少に連動し、給水人口も減少していくことが予想され、さらに長い期間と莫大な費用を要する老朽化した設備等の更新事業は喫緊の課題となっている。

今後の対応としまして、水道事業においては、管路をはじめとする老朽化した設備に対する更新や耐震化への設備投資が必要となる一方、人口の減少や少子高齢化に伴う給水収益の減少、物価高騰の影響が見込まれ、財政運営は厳しい状況となることが予想される。

長期的に低位で推移する有収率の改善は本市の大きな課題である。有収率を押し下げる主な要因は、給排水管の老朽化による漏水が考えられるが、別の視点として、排水地等に設置された流量計の故障や異常による排水量の誤認の可能性がないか確認する機会の検討をされたい。

また、今年度の取組である衛星を活用した漏水調査の結果を踏まえた漏水の修繕によって指標が改善されるよう期待したい。

その他老朽管更新工事は、管路経年変化率等の老朽化状況を示す指標の悪化の抑制にも寄与するため、今後も計画的に進められたい。

水道事業が独立採算制の企業会計であることを踏まえ、必要となる莫大な費用を少しでも賄うため、水道料金設定も含めた財政的裏づけなどを十分調査研究するとともに、財源措置の見込まれる国や県の補助事業等に係る情報収集に努め、知恵を絞り、工夫を凝らして、これらの積極的な活用を図っていただきたい。

また、適正な債権管理及び事務の執行に努め、引き続き収納率の向上に取り組むとともに、施設の統廃合等も含め、維持管理に係る経費削減計画に努め、合理的かつ持続可能な事業経営

が行えるよう、常にコストを意識した経営を心がけていただきたい。

最後に、下水道事業会計の決算審査に係る意見についてであります。下水道事業会計決算審査意見書18ページをお開きください。

下水道事業については、令和5年度から公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の3事業に地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計へ移行して2年目の決算となった。

当年度の経営状況については、総収益3億9,897万8,000円で、そのうち、下水道使用料は5,279万9,000円で、総収益の13.2%である。総収益から総費用を差し引いた純利益は4,180万3,000円で、経常費用が収益によってどの程度賄われているか示している経常収支比率は111.7%となっている。

なお、経費回収率は41.6%となっており、下水道使用料以外に一般会計からの繰入金に依存している状況を示している。

財政状況について、固定資産は53億1,638万円、流動資産は7,870万9,000円で、固定資産対長期資本比率が103.0%、自己資本構成比率は63.5%となっている。また、流動比率は33.8%である。

資金状況については、業務活動が1億4,392万9,000円のプラス、投資活動が3,262万6,000円のマイナス、財務活動が7,648万6,000円のマイナスであり、一般に健全と言われる状況である。

今後の対応としまして、下水道事業は整備や維持管理に多額の費用を要する先行投資型の事業であり、建設改良費等の財源に充てるための企業債及び借入れ及び償還も多いことから、経営戦略に、それに基づく経営基盤の強化や財政マネジメント等に積極的に取り組まれない。

また、下水道施設は市民の日常生活に欠くことができない重要な都市基盤施設である。施設設備の老朽化や災害等により業務の停滞を招くことなく、安定的なサービスの確保が求められる。

こうした状況を踏まえて、安定的な使用料の確保や汚水処理費の削減等を図るとともに、那須烏山市下水道ストックマネジメント全体計画により更新の優先順位が高いと判断された施設について、那須烏山市ストックマネジメント実施計画による修繕改築計画の策定を行い、限られた財源の中で市民への安全安心な下水道サービスを提供できるよう、さらなる健全経営に努められたい。

流動比率は一般に200%超が理想とされているので、企業債活用などの事業の特殊性から一概に支払い能力がないとは言えないが、全体で33.8%は低く見える。また、より一層の経費削減と事業の効率化に努めていただきたい。

経費回収率は事業によるばらつきがあるものの、いずれも100%を下回っており、維持管理費も賄えない状況と見ることができる。収益の柱である下水道使用料増加につながる水洗化率の向上に尽力していただきたい。

特に烏山中央処理区の37.7%は、他の南那須処理区89.3%、興野地区82.4%と比べ異常に低く、早急な活動が求められることから、環境保全や公共性の観点からも粘り強く戸別訪問等を実施するなど、水洗化人口及び水洗化率の向上に取り組まれない。

以上、意見を申し述べましたが、審査の詳細につきましては各会計決算審査意見書に記載のとおりであります。これをもちまして、令和6年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員による決算審査の結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月8日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、令和6年度決算の質疑については、9月8日に行うことといたします。

◎日程第30 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（青木敏久） 日程第30 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第6号 那須烏山市城東沢の河川改修については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第7号 敬老会等検討委員会設置及び運営要領及び敬老会交付金については、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（青木敏久） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 3時23分散会〕